

議案第 2 2 号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 0, 5 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>4 5, 9 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 6, 2 0 0 円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 2 7, 2 0 0 円</u></p> <p><u>(11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 4 0, 6 0 0 円</u></p> <p><u>(12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 5 4, 0 0 0 円</u></p> <p><u>(13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 6 0, 6 0 0 円</u></p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>令和 6 年度から令和 8 年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1 9, 1 0 0 円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 3, 5 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>5 0, 2 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>5 0, 2 0 0 円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2 0, 1 0 0 円</u>とする。</p> <p>3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険</p>

料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,500円とする。

- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,900円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,500円とする。

- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,900円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ 又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市第9期介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。